

神奈川県地域防災計画修正  
～地震災害対策計画～

新旧対照表

令和5年10月

第1章 地震災害対策の計画的な推進  
第2節 神奈川の自然的、社会的条件

修 正 内 容	現 行 計 画																														
<p><b>1 自然的条件</b> <b>(1) 位置及び面積</b> 本県は、日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。</p> <table border="1" data-bbox="190 504 1099 751"> <thead> <tr> <th>方位</th> <th>地名</th> <th>経緯度(世界測地系による)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最東端 (E)</td> <td>川崎市川崎区浮島町</td> <td>東経 139 度 47 分 46 秒</td> </tr> <tr> <td>最西端 (W)</td> <td>足柄上郡山北町 (三国山)</td> <td>〃 138 度 54 分 57 秒</td> </tr> <tr> <td>最南端 (S)</td> <td>三浦市城ヶ島安房崎</td> <td>北緯 35 度 07 分 44 秒</td> </tr> <tr> <td>最北端 (N)</td> <td>相模原市緑区 (生藤山)</td> <td>〃 35 度 40 分 22 秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>面積は <u>2,416.32</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (<u>令和5年1月1日現在</u>) で、全国総面積の 0.64% を占めるに過ぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 社会的条件</b> (略)</p> <p><b>(2) 土地利用</b> ア 土地利用概況 本県の面積は、<u>2,416.32</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (<u>令和5年1月1日現在</u>) と全国総面積の 0.64% を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701ha で県面積の 39%、令和元年の耕地面積は1万8,800ha で、県面積の約 7.8% となっています。</p> <p>(略)</p> <p><b>(3) 交通</b> ア 道路交通 県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和<u>3年</u>4月現在で <u>2万5,915km</u> となっています。</p>	方位	地名	経緯度(世界測地系による)	最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町	東経 139 度 47 分 46 秒	最西端 (W)	足柄上郡山北町 (三国山)	〃 138 度 54 分 57 秒	最南端 (S)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35 度 07 分 44 秒	最北端 (N)	相模原市緑区 (生藤山)	〃 35 度 40 分 22 秒	<p><b>1 自然的条件</b> <b>(1) 位置及び面積</b> 本県は、日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。</p> <table border="1" data-bbox="1158 504 2067 751"> <thead> <tr> <th>方位</th> <th>地名</th> <th>経緯度(世界測地系による)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最東端 (E)</td> <td>川崎市川崎区浮島町</td> <td>東経 139 度 47 分 46 秒</td> </tr> <tr> <td>最西端 (W)</td> <td>足柄上郡山北町 (三国山)</td> <td>〃 138 度 54 分 57 秒</td> </tr> <tr> <td>最南端 (S)</td> <td>三浦市城ヶ島安房崎</td> <td>北緯 35 度 07 分 44 秒</td> </tr> <tr> <td>最北端 (N)</td> <td>相模原市緑区 (生藤山)</td> <td>〃 35 度 40 分 22 秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>面積は <u>2,416.10</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (<u>令和3年4月1日現在</u>) で、全国総面積の 0.64% を占めるに過ぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 社会的条件</b> (略)</p> <p><b>(2) 土地利用</b> ア 土地利用概況 本県の面積は、<u>2,416.10</u> 平方キロメートル (国土地理院データ) (<u>令和3年4月1日現在</u>) と全国総面積の 0.64% を占めています。令和2年3月現在森林面積は9万4,701ha で県面積の 39%、令和元年の耕地面積は1万8,800ha で、県面積の約 7.8% となっています。</p> <p>(略)</p> <p><b>(3) 交通</b> ア 道路交通 県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、令和2年4月現在で <u>2万5,885km</u> となっています。</p>	方位	地名	経緯度(世界測地系による)	最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町	東経 139 度 47 分 46 秒	最西端 (W)	足柄上郡山北町 (三国山)	〃 138 度 54 分 57 秒	最南端 (S)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35 度 07 分 44 秒	最北端 (N)	相模原市緑区 (生藤山)	〃 35 度 40 分 22 秒
方位	地名	経緯度(世界測地系による)																													
最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町	東経 139 度 47 分 46 秒																													
最西端 (W)	足柄上郡山北町 (三国山)	〃 138 度 54 分 57 秒																													
最南端 (S)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35 度 07 分 44 秒																													
最北端 (N)	相模原市緑区 (生藤山)	〃 35 度 40 分 22 秒																													
方位	地名	経緯度(世界測地系による)																													
最東端 (E)	川崎市川崎区浮島町	東経 139 度 47 分 46 秒																													
最西端 (W)	足柄上郡山北町 (三国山)	〃 138 度 54 分 57 秒																													
最南端 (S)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35 度 07 分 44 秒																													
最北端 (N)	相模原市緑区 (生藤山)	〃 35 度 40 分 22 秒																													

第1章 地震災害対策の計画的な推進  
第2節 神奈川の自然的、社会的条件

修 正 内 容	現 行 計 画
<p>このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても <u>1,070</u>kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。</p> <p>県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、<u>令和3年度</u>の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、<u>約10万台</u>／12時間（平日7時から19時まで）となっています。</p> <p>イ 鉄道交通</p> <p>県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。</p> <p>県内の鉄道は、<u>令和4年9月30日</u>現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が<u>24</u>路線、延長<u>298.9</u>km、<u>235</u>駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、<u>令和3年度</u>の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約<u>626</u>万人となっています。</p> <p>(略)</p>	<p>このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても <u>1,069</u>kmの交通ネットワークの整備・改良を進めていますが、一部の区間では、交通容量不足等により渋滞が発生し、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。</p> <p>県内の自動車保有車両数は、令和2年3月31日現在で約403万台（軽自動車含む）となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、<u>平成27年度</u>の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐が作であり、<u>約10万3千台</u>／12時間（平日7時から19時まで）となっています。</p> <p>イ 鉄道交通</p> <p>県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。</p> <p>県内の鉄道は、<u>令和元年10月31日</u>現在で、JRが13路線、延長311.6km、111駅、私鉄が<u>23</u>路線、延長<u>296.2</u>km、<u>234</u>駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、<u>平成30年度</u>の1日平均県内各駅合計の乗車人員は約<u>810</u>万人となっています。</p> <p>(略)</p>

第1章 地震防災対策の計画的な推進

第3節 地震被害の想定

修正内容					現行計画				
<b>2 地震被害想定調査結果</b> (略) (2) 想定地震の一覧					<b>2 地震被害想定調査結果</b> (略) (2) 想定地震の一覧				
想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点	想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市 を中心に震度 6強	(南関東地域のM7クラ スの地震が30年間で 70%)	㊦㊧	都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市 を中心に震度 6強	(南関東地域のM7クラ スの地震が30年間で 70%)	㊦㊧
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地 域で 震度6強	30年以内 6~11%	㊦㊧	三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地 域で 震度6強	30年以内 6~11%	㊦㊧
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	(過去400年の間に同 クラスの地震が5回発 生)	㊦㊧	神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	(過去400年の間に同 クラスの地震が5回 発生)	㊦㊧
東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内 70~80%)	㊦㊧㊨	東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内 70~80% 程度)	㊦㊧㊨
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内 70~80%)	㊦㊧	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で 震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内 70~80% 程度)	㊦㊧
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西 地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0%~ 6% (2~4百年の発生間 隔)	㊨	大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西 地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0%~ 6% (2~4百年の発生間 隔)	㊨

第1章 地震防災対策の計画的な推進  
第3節 地震被害の想定

修正内容					現行計画						
（参考地震）	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ <u>0~6%</u> (2~3千年の発生間隔)	⊕	（参考地震）	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ <u>0%</u> (2~3千年の発生間隔)	⊕
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ <u>0~6%</u> (2~3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	⊕		相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ <u>0%</u> (2~3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	⊕
	慶長型地震	8.5	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕		慶長型地震	8.5	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕
	明応型地震	8.4	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕		明応型地震	8.4	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕
	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	8.3	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕		元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	8.3	(津波による被害のみ想定)	(評価していない)	⊕
<p>※ 表中の発生確率については「<u>長期評価による地震発生確率値の更新について(地震調査研究推進本部：令和5年1月13日)</u>」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書(内閣府：平成25年12月)」などによる評価を<u>もとに更新</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 被害想定結果一覧 <u>平成27年3月に公表した地震被害推定の結果は、次のとおりです。</u> <u>なお、各項目の数値は調査時点によるもので、その後の社会構造の変化や県、その他各機関の取組みを考慮したものではありません。</u></p> <p>(略)</p>					<p>※ 発生確率については「<u>地震調査研究推進本部(文部科学省：令和3年1月13日現在)</u>」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書(内閣府：平成25年12月)」などによる評価。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 被害想定結果一覧 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>						

第1章 地震防災対策の計画的な推進

第5節 地震に関する観測・調査研究の推進

修正内容	現行計画
<p>1 観測・調査研究の現状 (略)</p> <p>(3) 長期的な地震防災対策の基礎調査として、活動度、確実度が高いとされているA級活断層及び主要起震断層について調査を実施しました(平成7年度～15年度)。さらに、文部科学省のプロジェクト(平成21年度～23年度)に参加し、神縄・国府津-松田断層帯(当時)の活動による地震の長期的な発生時期及び規模の予測や強震動予測の高度化に向けて、その三次元的形状、活動履歴、平均変位速度等の解明を進めてきました。</p> <p>また、強震動予測のための基礎資料として、地表から地下の地震基盤までの3次元的形状を把握する地下構造調査を実施し、県全体の3次元地下構造モデルを作成しました(平成11年度～14年度)。さらに、文部科学省の「首都直下地震防災・減災プロジェクト」に参加し、県内の地震波速度構造を明らかにしました(平成19年度～23年度)。その後継プロジェクトである「首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究(平成24年度～平成28年度)」や「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト(平成29年度～令和3年度)」にも参加し、相模湾から丹沢にかけてのプレート構造と地震活動の解明を進めて<u>きました。令和5年度からは、県内活断層の長期評価の予測精度向上や地元自治体・住民の防災意識向上に資するため、3年間の予定で「三浦半島断層群における重点的な調査研究」に参加します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 観測・調査研究の現状 (略)</p> <p>(3) 長期的な地震防災対策の基礎調査として、活動度、確実度が高いとされているA級活断層及び主要起震断層について調査を実施しました(平成7年度～15年度)。さらに、文部科学省のプロジェクト(平成21年度～23年度)に参加し、神縄・国府津-松田断層帯(当時)の活動による地震の長期的な発生時期及び規模の予測や強震動予測の高度化に向けて、その三次元的形状、活動履歴、平均変位速度等の解明を進めてきました。</p> <p>また、強震動予測のための基礎資料として、地表から地下の地震基盤までの3次元的形状を把握する地下構造調査を実施し、県全体の3次元地下構造モデルを作成しました(平成11年度～14年度)。さらに、文部科学省の「首都直下地震防災・減災プロジェクト」に参加し、県内の地震波速度構造を明らかにしました(平成19年度～23年度)。その後継プロジェクトである「首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究(平成24年度～平成28年度)」や「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト(平成29年度～令和3年度)」にも参加し、相模湾から丹沢にかけてのプレート構造と地震活動の解明を進めて<u>います。</u></p> <p>(略)</p>

第1章 地震防災対策の計画的な推進

第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

修正内容	現行計画
<p>5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関 (略)</p> <p>イ 関東財務局（横浜財務事務所） (ア) 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設 (イ) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供 (ウ) 災害が発生した場合 <u>(災害が発生する蓋然性が高い場合も含む)</u> における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 (エ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等 (オ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 (カ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 (略)</p> <p>(4) 指定公共機関 (略)</p> <p>サ <u>東京ガスネットワーク株</u> (ア) ガス供給施設の耐震設備 (イ) 災害時における都市ガス供給の確保 (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧 (略)</p> <p>(5) 指定地方公共機関等 ア 鉄道機関（<u>東急電鉄株</u>、京浜急行電鉄株、小田急電鉄株、相模鉄道株、京王電鉄株、箱根登山鉄道株、伊豆箱根鉄道株、江ノ島電鉄株、湘南モノレール株、株横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道株） (略)</p> <p>ウ 公益社団法人神奈川県医師会、<u>公益社団法人</u>神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構</p>	<p>5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関 (略)</p> <p>イ 関東財務局（横浜財務事務所） (ア) 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設 (イ) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供 (ウ) 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 (エ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等 (オ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 (カ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 (略)</p> <p>(4) 指定公共機関 (略)</p> <p>サ <u>東京ガス株</u> (ア) ガス供給施設の耐震設備 (イ) 災害時における都市ガス供給の確保 (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧 (略)</p> <p>(5) 指定地方公共機関等 ア 鉄道機関（<u>東京急行電鉄株</u>、京浜急行電鉄株、小田急電鉄株、相模鉄道株、京王電鉄株、箱根登山鉄道株、伊豆箱根鉄道株、江ノ島電鉄株、湘南モノレール株、株横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道株） (略)</p> <p>ウ 公益社団法人神奈川県医師会、<u>一般社団法人</u>神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構</p>

第2章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は平成7年の阪神・淡路大震災に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国は<u>この経験を踏まえ、宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を行いました。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。<u>そのため、令和3年に静岡県で発生した土石流災害の教訓を踏まえ、令和4年5月に成立した盛土規制法に適切に対応する必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の施行に併せ、県は、宅地の安全確保のため、基礎調査を実施した上で、各市町村の意見を聞きながら、宅地造成等工事規制区域の指定を行うとともに、開発事業者に対しては、工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行っていきます。また、既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めていきます。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p>4 宅地造成地の災害防止</p> <p>○ 県は、<u>既存の大規模盛土造成地の調査・安全性の把握に努めます。</u></p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は平成7年の阪神・淡路大震災に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国も<u>この経験を踏まえ、宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を行っています。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 盛土については、関係法令等において規制しているものの、許可を必要とする規模要件や規制区域が様々であるほか、条例で規定する罰則では違反行為の抑止に限界があることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、宅地の安全確保のため、市町村の意見を聞きながら、宅地造成工事規制区域の見直し・拡大の促進を図るとともに、開発事業者に対し、宅地防災マニュアル等を活用し、工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行い、併せて許可権者として検査体制の強化に努めていきます。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p>4 宅地造成地の災害防止</p> <p>○ 県は、<u>宅地造成に伴う災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく</u></p>



第2章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

修正内容	現行計画
<p style="text-align: right;">[県土整備局]</p> <p>(略)</p> <p><b>8 盛土の安全性の把握</b></p> <p>○ 県及び市町村は、<u>人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行います。</u></p> <p>○ <u>県は、危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間、市町村が地域防災計画の修正や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行います。</u></p> <p>○ <u>また、盛土規制法に基づく規制区域を指定するための基礎調査を実施するとともに、既存の盛土の分布状況や安全性を把握する調査を実施します。</u></p> <p style="text-align: right;">[環境農政局、県土整備局]</p>	<p><u>宅地造成工事規制区域の指定促進を図るほか、宅地造成に関する工事現場に対して、検査体制の充実強化に努めます。</u></p> <p style="text-align: right;">[県土整備局]</p> <p>(略)</p> <p><b>8 盛土の安全性把握調査の実施</b></p> <p>○ 県及び市町村は、盛土による災害防止のための総点検の結果、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">[環境農政局、県土整備局]</p>

第2章 都市の安全性の向上  
第2節 防災空間の確保

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b></p> <p>○ 県では、大規模な地震・津波災害の発生時に、延焼防止や避難場所として、また救援活動の場として防災上重要な役割を持っている市街地及びその周辺の良い都市公園、緑地などの防災空間の確保に取り組んできています。都市公園については、県立都市公園 27 箇所 <u>725ha</u> を始め <u>5,304ha</u> を整備(<u>令和4年</u> 3月 31日現在)し、緑地についても特別緑地保全地区 <u>815.4ha</u>、近郊緑地保全区域 4,800ha、歴史的風土保存区域 989ha を指定(<u>令和4年</u> 3月 31日現在)しています。</p> <p>また、<u>大和市谷戸頭・谷戸緑地など 10 箇所 31.52ha</u> の買入れによる保全を始め、秦野市葛葉緑地など 6 箇所 <u>28.07ha</u> の緑地保存契約の締結など、かながわのナショナル・トラスト運動により約 <u>808.70ha</u> の緑地保全を行っています。<u>(令和4年3月31日現在)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 緑地の保全</b></p> <p>○ 県は、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域など<u>における県有緑地の適正な管理を継続して実施します。</u> [環境農政局]</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>○ 県では、大規模な地震・津波災害の発生時に、延焼防止や避難場所として、また救援活動の場として防災上重要な役割を持っている市街地及びその周辺の良い都市公園、緑地などの防災空間の確保に取り組んできています。都市公園については、県立都市公園 27 箇所 <u>698ha</u> を始め <u>5,030ha</u> を整備(<u>平成30年</u> 3月 31日現在)し、緑地についても特別緑地保全地区 <u>721.1ha</u>、近郊緑地保全区域 4,800ha、歴史的風土保存区域 989ha を指定(<u>平成30年</u> 3月 31日現在)しています。</p> <p>また、<u>相模原市東林ふれあいの森緑地など 8 箇所 24.52ha</u> の買入れによる保全を始め、秦野市葛葉緑地など 6 箇所 <u>27.96ha</u> の緑地保存契約の締結など、かながわのナショナル・トラスト運動により約 <u>855.62ha</u> の緑地保全を行っています。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 緑地の保全</b></p> <p>○ 県は、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域など<u>の緑地の保全については、必要に応じて指定拡大を進めるとともに、県有地の適正な管理を実施します。</u> [環境農政局]</p> <p>(略)</p>

第2章 都市の安全性の向上

第6節 ライフラインの安全対策

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b></p> <p>○ 都市ガスについては、東京ガス㈱<u>及び東京ガスネットワーク㈱</u>が、LNG基地及び供給施設（ガス導管を含む）の耐震性向上、感震遮断機能を有するガスメーター及び緊急遮断装置の設置、遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を進めています。そのほかの県内ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき施設の耐震性の向上や緊急遮断装置の設置などの対策を実施しました。</p> <p>（略）</p> <p><b>【取組の方向】</b></p> <p>（略）</p> <p>○ 都市ガスについては、東京ガス㈱<u>及び東京ガスネットワーク㈱</u>が、現状の安全対策の推進に加え、LNG基地・整圧所設備における防消火設備、保安用電力などの強化を行い、二次災害防止に努めます。</p> <p>（略）</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>○ 都市ガスについては、<u>東京ガス㈱</u>が、LNG基地及び供給施設（ガス導管を含む）の耐震性向上、感震遮断機能を有するガスメーター及び緊急遮断装置の設置、遠隔監視及び操作のための通信設備の整備などの対策を進めています。そのほかの県内ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき施設の耐震性の向上や緊急遮断装置の設置などの対策を実施しました。</p> <p>（略）</p> <p><b>【取組の方向】</b></p> <p>（略）</p> <p>○ 都市ガスについては、<u>東京ガス㈱</u>が、現状の安全対策の推進に加え、LNG基地・整圧所設備における防消火設備、保安用電力などの強化を行い、二次災害防止に努めます。</p> <p>（略）</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ <u>情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進が必要となっています</u></p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ <u>本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、最新のICTを再整備により導入し、円滑で着実な運用を図る必要があります。</u></p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、再整備により情報受伝達の確実性や利便性が大幅に向上した防災行政通信網を用いて、市町村や関係機関と連携した情報受伝達訓練等を行うことにより、着実な運用を図ります。</u></p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p>2 被災者支援に関する情報システムの構築等 (略)</p> <p>○ <u>県は、被災情報の把握や避難者支援、災害情報の関係機関での共有など、災害対応におけるAIやデジタル技術の導入に努めます。</u> [総務局、くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ <u>令和2年2月に、本県における防災行政分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するための先行実証モデルとして、産官学からなる任意団体「AI防災協議会」とともに、「防災チャットボットSOCD A（ソクダ）（注3）」の実証実験を行いました。</u></p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ <u>「防災行政通信網」は稼働から10年以上が経過し、設備や通信機器の老朽化により維持管理が困難であることから、再整備が必要です。再整備に当たっては、ICT技術革新に合わせた対応が必要となります。</u></p> <p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ <u>県は、「防災行政通信網」の安定的な運用を継続するため再整備を行います。再整備に当たっては、最新の通信技術を導入し、災害時における県機関、市町村及び防災関係機関との確実な情報受伝達の確保に努めます。</u></p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p>2 被災者支援に関する情報システムの構築等 (略)</p> <p>○ 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実  
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

修 正 内 容	現 行 計 画
<p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。<u>また、県は災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表について、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認を含む手順等について、あらかじめ市町村と共有し、円滑な公表に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>【取組の方向】</b> (略)</p> <p>○ 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。</p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実  
第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

修 正 内 容	現 行 計 画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 市町村の消防水利は、<u>令和3</u>年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて <u>122,192 基</u>を整備しています。</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 市町村の消防水利は、<u>令和2</u>年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて <u>122,354 基</u>を整備しています。</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修正内容	現行計画
<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難誘導體制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備 (略)</p> <p>○ 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の運営管理 (略)</p> <p>○ 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。</p> <p>また、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。</p> <p>さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資</p>	<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難誘導體制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備 (略)</p> <p>○ 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の運営管理 (略)</p> <p>○ 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。</p> <p>また、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。</p> <p>さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

修正内容	現行計画
<p>や感染症対策に必要な物資、<u>食物アレルギーに配慮した食料</u>等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。</p> <p><u>この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。</p> <p><u>また、市町村の避難所運営を支援するため、県職員や県内外の自治体からの職員応援を円滑に行う体制整備に努めます。</u></p> <p style="text-align: right;">[くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p> <p><b>10 感染症対策</b></p> <p>○ 県及び保健所設置市の保健所は、感染症との複合災害に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>感染者</u>等が危険エリアに居住しているか確認が行える体制の確保に努めます。また、市町村の防災担当部局との連携の下、<u>感染者</u>等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、<u>感染者</u>等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">[健康医療局、くらし安全防災局]</p> <p>○ 市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。</p> <p>○ 市町村は、指定避難所における<u>感染症対策</u>のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。</p>	<p>や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。</p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。</p> <p style="text-align: right;">[くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p> <p><b>10 感染症対策</b></p> <p>○ 県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>自宅療養者等</u>が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めます。また、市町村の防災担当部局との連携の下、<u>自宅療養者等</u>の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、<u>自宅療養者等</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">[健康医療局、くらし安全防災局]</p> <p>○ 市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとします。</p> <p>○ 市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実  
第5節 避難対策

修正内容	現行計画
<p>資料 3-5-(1) 市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表 <u>(削除)</u></p> <p>3-5-(2) 市町村避難計画の主な策定項目 3-5-(3) 神奈川県大震火災避難対策計画の概要 3-5-(4) (一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表 3-5-(5) 避難所マニュアル策定指針の概要 3-5-(6) 市町村別指定避難所等の指定状況一覧表 3-5-(7) 県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋</p>	<p>資料 3-5-(1) 市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表 <u>3-5-(2) 災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書</u> 3-5-(3) 市町村避難計画の主な策定項目 3-5-(4) 神奈川県大震火災避難対策計画の概要 3-5-(5) (一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表 3-5-(6) 避難所マニュアル策定指針の概要 3-5-(7) 市町村別指定避難所等の指定状況一覧表 3-5-(8) 県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋</p>



第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第7節 要配慮者等に対する対策

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 県は、大規模地震等の災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、<u>高齢者や障がい者など要配慮者に対する福祉支援体制（かながわ災害福祉広域支援ネットワーク）を構築しています。</u> <u>また、県は、避難生活における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため、福祉関係団体等と連携し、避難所等において要配慮者に対する福祉支援を行う神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）を設置しています。</u></p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ <u>神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の理念を踏まえ、障害者を含め、全ての被災者が安全・安心に避難生活が送れるよう、対策を推進する必要があります。</u> (略)</p> <p><b>【主な事業】</b> 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (略)</p> <p>○ <u>県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。</u> [くらし安全防災局 福祉子どもみらい局] (略)</p> <p>3 避難対策</p>	<p><b>【現状】</b> (略)</p> <p>○ 県は、大規模地震等の災害時に備え、福祉関係団体等と連携して設置している<u>神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）の派遣等に係る体制を整備し、高齢者や障がい者など要配慮者に対する福祉的な支援体制を構築しています。</u></p> <p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であり、高齢者をはじめとした要配慮者等に係る津波対策を進める必要があります。 また、本県においても、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在が確認できなくなったため、災害発生時における保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b> 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 (略)</p> <p>○ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとしします。 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難対策</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第7節 要配慮者等に対する対策

修正内容	現行計画
<p>(略)</p> <p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアが必要な者</u>等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。</p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第9節 医療・救護・防疫対策

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>県では、指定避難所において要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより避難生活における災害関連死や体調の悪化といった二次被害の防止を図るための災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）を整備しています。</u></p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b></p> <p>(略)</p> <p>○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>394</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>(略)</p> <p>○ 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する <u>386</u> 路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。</p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b> （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震で被災した建築物による人的二次災害の防止対策については、被災建築物の安全性を判定する応急危険度判定制度の整備を進めており、平成4年度から応急危険度判定士の養成を行い、<u>令和4年度末現在 10,720名</u>の判定士が認定登録されています。さらに平成8年度からは、民間判定士の活動時の災害補償に備えた保険に加入し、判定調査表など判定資機材の備蓄を進めています。</li> <li>○ 地震又は降雨により被災した宅地の崩壊による人的二次災害の防止対策については、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度の整備を進めており、平成10年度から被災宅地危険度判定士の養成を行い、<u>令和4年度末現在 3,080名</u>の判定士が認定登録されています。</li> </ul> <p>（略）</p>	<p><b>【現状】</b> （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震で被災した建築物による人的二次災害の防止対策については、被災建築物の安全性を判定する応急危険度判定制度の整備を進めており、平成4年度から応急危険度判定士の養成を行い、<u>平成30年度末現在 10,990名</u>の判定士が認定登録されています。さらに平成8年度からは、民間判定士の活動時の災害補償に備えた保険に加入し、判定調査表など判定資機材の備蓄を進めています。</li> <li>○ 地震又は降雨により被災した宅地の崩壊による人的二次災害の防止対策については、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度の整備を進めており、平成10年度から被災宅地危険度判定士の養成を行い、<u>平成30年度末現在 2,732名</u>の判定士が認定登録されています。</li> </ul> <p>（略）</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第13節 ライフラインの応急復旧対策

修正内容	現行計画
<p><b>【現状】</b> （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市ガスについては、<u>東京ガスネットワーク(株)</u>において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。</li> </ul>	<p><b>【現状】</b> （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市ガスについては、<u>東京ガス(株)</u>において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。</li> </ul>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第14節 災害廃棄物等の処理対策

修 正 内 容	現 行 計 画
<p>【主な事業】 (略) 4 一般廃棄物処理施設の<b>災害対策等への支援</b> <u>○市町村等は、既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。</u> (略)</p>	<p>【主な事業】 (略) 4 一般廃棄物処理施設の<b>災害対策等への支援</b> <u>○市町村は、一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図るとともに、施設を稼動するために必要な備蓄資機材の確保・充実等を図ります。</u> (略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第15節 広域応援体制等の拡充

修 正 内 容	現 行 計 画
<p>【主な事業】 1 広域応援の受入体制等の強化 (略) 0.  ○ 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むほか、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮します。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター] (略)</p>	<p>【主な事業】 1 広域応援の受入体制等の強化 (略) ○ 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むほか、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮します。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター] (略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実  
第16節 県民の自主防災活動の拡充強化

修 正 内 容	現 行 計 画
<p><b>【現状】</b> ○ 県内には、<u>令和3</u>年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が <b>77,623</b> 組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。 (略)</p>	<p><b>【現状】</b> ○ 県内には、<u>令和2</u>年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が <b>84,125</b> 組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。 (略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実  
第18節 防災知識の普及

修正内容	現行計画
<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p><u>○ 自宅が倒壊や浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅避難も有効であることや、避難生活のための備蓄の重要性、避難所が地域の被災者支援の拠点となること等、安全な在宅避難に必要な知識の普及啓発を進める必要があります。</u></p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p><b>2 県民等への防災知識の普及</b> (1) 県民への防災知識の普及 (略)</p> <p><u>○ 県は、本県を震源地として県全域に甚大な被害をもたらした関東大震災について、その記録や遺構をデータベース化し、映像や県ホームページ上で広く周知することで、震災を自分事と捉え、自助・共助の意識向上につなげるため普及啓発を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">[くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、緊急地震速報受信装置の設置を促進するほか、<u>令和5年2月1日より、発表基準に長周期地震動階級が追加された趣旨を踏まえ、緊急地震速報発表時の対応等について周知を図ります。</u> [くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p>	<p><b>【課題】</b> (略)</p> <p>○ 東日本大震災が発生した際には、首都圏では、ターミナル駅周辺などで多数の帰宅困難者が発生しましたが、こうした帰宅困難者の発生を抑制するためには、平常時から、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知と、従業員が会社に留まるための環境整備が必要です。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>【主な事業】</b> (略)</p> <p><b>2 県民等への防災知識の普及</b> (1) 県民への防災知識の普及 (略)</p> <p>○ 県は、県民の防災意識の向上を図るため、神奈川県広報番組などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。</p> <p style="text-align: right;">[くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、緊急地震速報受信装置の設置を促進するとともに、緊急地震速報発表時の対応等について周知を図ります。</p> <p style="text-align: right;">[くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第18節 防災知識の普及

修正内容	現行計画
<p>(2) 家庭における身近な防災対策等の普及 (略)</p> <p>○ <u>県は、災害時に被災者の健康に直結するトイレ対策として、家庭や避難所におけるトイレの備蓄の促進や在宅避難時のトイレ確保に関する普及啓発に努めます。</u> (略)</p> <p>(5) 高層建築物における防災対策の周知</p> <p>○ <u>県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、<u>長周期地震動に備えた家具の固定、ガラスの飛散防止のほか、エレベーター停止による閉じ込め、孤立化や在宅避難に備えた備蓄や、自主防災の仕組みづくりなどの防災対策について普及啓発を行います。</u></u> [くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 家庭における身近な防災対策等の普及</p> <p>○ 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [くらし安全防災局、県土整備局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 高層建築物における防災対策の周知</p> <p>○ 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、<u>長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくりなどの防災対策について、普及啓発を行います。</u> [くらし安全防災局]</p> <p>(略)</p>

第3章 災害時応急活動事前対策の充実  
第19節 防災訓練の実施

修正内容	現行計画
<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防災意識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施します。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 多様な訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>○ 県は、県が所管する施設について、施設利用者等の避難誘導のための計画やマニュアルを定めるとともに、避難や安全確保に係る訓練を実施するほか、市町村と連携し、被災者の受入に係る訓練等の実施に努めます。また、各施設における訓練の実施状況を把握し、調査結果を公表して訓練の充実に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>○ 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防災意識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施します。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施します。</p> <p>(略)</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>1 多様な訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>○ 県は、災害対策本部が設置される災害時を想定し、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために、やさしい日本語及び多言語による情報提供や、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応の役割を果たすことができるよう、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施します。 [国際文化観光局]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>



第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

修正内容	現行計画
<p>1 地震情報等の収集・伝達 (略)</p> <p>○ 県防災行政通信網の運用 (略)</p> <p>2 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「<u>神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱</u>」や「<u>神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱</u>」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。</p> <p><u>(1) 通信の区分</u></p> <p>ア <u>緊急通信</u> 地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき(以下「災害時等」という。)に行う緊急を要する通信</p> <p>イ <u>一般通信</u> 緊急通信以外の通信</p> <p><u>(2) 通信の方法</u></p> <p>ア <u>一斉指令通信</u> 通信複数の通信局に対して、同時に一方的に行う通信</p> <p>イ <u>個別通信</u> 個別の通信局間で行う通信</p> <p><u>(3) 通信の手段</u></p> <p>ア <u>一斉指令通信</u> <u>データ一斉指令(気象庁が配信する防災情報等のデータの通信)、一斉指令(県が臨時で配信する防災情報等の通信)</u></p> <p>イ <u>個別通信</u> <u>音声、チャット、WEB 会議</u></p> <p>(略)</p> <p>3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p>(5) 県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表します。<u>県の公表にあたって、市町村は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行います。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 地震情報等の収集・伝達 (略)</p> <p>○ 県防災行政通信網の運用 (略)</p> <p>2 県防災行政通信網の運用 県防災行政通信網の運用は、「<u>神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱</u>」や「<u>神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領</u>」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。</p> <p><u>(1) 通信の種類</u></p> <p>ア <u>通信の区分</u></p> <p>ア <u>緊急通信</u> 台風その他緊急の事態が発生し、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信</p> <p>イ <u>一般通信</u> 緊急通信以外の通信</p> <p>イ <u>通信の方法</u></p> <p>ア <u>一斉通信</u> 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信</p> <p>イ <u>個別通信</u> 個別の通信局間で行う通信</p> <p><u>(2) 通信の手段</u> <u>通信は、音声又はファクシミリにより行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p>(5) <u>全国的な統一基準が策定されるまでの間</u>、県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表します。</p> <p>(略)</p>

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

修 正 内 容	現 行 計 画
<p>資 料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4-1-(1) 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図</li><li>4-1-(2) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順</li><li>4-1-(3) <u>津波警報等の伝達系統図</u></li></ul> <p>(略)</p>	<p>資 料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4-1-(1) 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図</li><li>4-1-(2) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順</li><li>4-1-(3) <u>地震情報等の受理伝達系統図</u></li></ul> <p>(略)</p>

第4章 災害時の応急活動対策  
第3節 避難対策

修正内容	現行計画
<p><b>9 応急仮設住宅等</b></p> <p>(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握            県及び市町村は、<u>「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき</u>、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。            (略)</p> <p>(5) 公営住宅等への一時入居            県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、<u>「神奈川県一時提供住宅供給マニュアル」に基づき</u>、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。            (略)</p> <p>(7) 住宅の応急修理            災害救助法が適応されたときは、<u>「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき</u>、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p>	<p><b>9 応急仮設住宅等</b></p> <p>(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握            県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅などの戸数を関係団体とも連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公営住宅、民間賃貸住宅などの活用できる戸数を市町村別に把握します。            (略)</p> <p>(5) 公営住宅等への一時入居            県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。            (略)</p> <p>(7) 住宅の応急修理            災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。</p>

第4章 災害時の応急活動対策

第9節 ライフラインの応急復旧活動

修正内容	現行計画
<p><b>4 都市ガス施設等</b></p> <p>(1) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。</p> <p>(2) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。</p> <p>(3) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</p> <p>(4) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。また、ガスの供給停止を伴う大規模な地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知します。</p> <p>(略)</p> <p>資料 (略) 4-9-(7) <u>東京ガスネットワーク㈱</u>の応急活動体制（地震災害） (略)</p>	<p><b>4 都市ガス施設等</b></p> <p>(1) <u>東京ガス㈱</u>は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。</p> <p>(2) <u>東京ガス㈱</u>は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。</p> <p>(3) <u>東京ガス㈱</u>は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。</p> <p>(4) <u>東京ガス㈱</u>は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。また、ガスの供給停止を伴う大規模な地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知します。</p> <p>(略)</p> <p>資料 (略) 4-9-(7) <u>東京ガス㈱</u>の応急活動体制（地震災害） (略)</p>

第4章 災害時の応急活動対策  
第12節 広域的応援体制

修正内容			現行計画		
<p>1 広域的な応援体制 (略)</p> <p>○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費</p> <p>1 要請先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊の派遣を要請する場合</li> <li>陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合</li> </ul>			<p>1 広域的な応援体制 (略)</p> <p>○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費</p> <p>1 要請先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊の派遣を要請する場合</li> <li>陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合</li> </ul>		
担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網	担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網
県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291/ <u>閉域ス マートフォン 3800・ IP電話 2809</u> 内線(448/402)	県内全域	東部方面混成団長	3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291/ <u>9-486- 9201</u> 内線(448/402)
	第1師団長	東京都練馬区北町4- 1-1 03(3933)1161 <u>IP電話 2807、2808</u> 内線(239)		第1師団長	東京都練馬区北町4- 1-1 03(3933)1161 <u>9-485-921・9</u> 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園 町 048(460)1711 内線(2256)		東部方面総監	東京都練馬区大泉学園 町 048(460)1711 内線(2256)
(略)			(略)		

第4章 災害時の応急活動対策  
第12節 広域的応援体制

修正内容			現行計画		
・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合			・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合		
担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網	担当区域	要請先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政 通信網
県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛 部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁 目無番地 046(822)3500/ <u>IP 電話 2814</u> 内線(2222/2223) 046(823)1009 (直通)	県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛 部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁 目無番地 046(822)3500/ <u>9-637-</u> <u>9201・9</u> 内線(2222/2223) 046(823)1009 (直通)
県内海岸地域 (主として航空機を 必要とする場合)	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/ <u>閉域スマ ートフォン 3803・IP 電話 2815</u> 内線(2245/2246)	県内海岸地域 (主として航空機を 必要とする場合)	第4航空群司令	第4航空群指令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/ <u>9-490-</u> <u>9201・9</u> 内線(2245/2246)

第5章 復旧・復興対策

修正内容	現行計画
<p>(略)</p> <p>○ <u>県は、東日本大震災の被災地からの避難者を受け入れ、応急仮設住宅の提供や、被災者の個別のニーズを把握し、各種支援に結び付ける「かながわ避難者見守り隊」や、市町村、福祉や法律等の団体、NPO等関係機関が連携し、被災者支援を行う「かながわ避難者支援会議」など、きめ細かな支援を行ってきました。この経験を本県における復旧・復興段階の被災者支援に活かす必要があります。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○ 震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、震災復興にも関係する対策については、連携して進めます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第5章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

修正内容	現行計画
<p><b>2 人的資源の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。</p> <p><u>(4) 被災者支援体制の確保</u></p> <p><u>被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する体制を確保します。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>2 人的資源の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

第5章 復旧・復興対策  
第2節 復興対策の実施

修正内容	現行計画
<p><b>1 復興に関する調査</b> (略)</p> <p><b>(4) 生活再建支援に関する調査</b> (略)</p> <p>イ その他生活再建に関する調査 県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。<u>また、県は、見回り活動等を通じて、被災者一人ひとりの生活再建の状況や支援ニーズの把握に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>2 復興計画の策定</b> (略)</p> <p>【参考：復興計画の位置づけ】 復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。 出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」(令和3年3月)</p>	<p><b>1 復興に関する調査</b> (略)</p> <p><b>(4) 生活再建支援に関する調査</b> (略)</p> <p>イ その他生活再建に関する調査 県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 復興計画の策定</b> (略)</p> <p>【参考：復興計画の位置づけ】 復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。 出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」(平成28年3月)</p>